

社会福祉法人旭福社会 役員等報酬規程

(目 的)

第一条 この規程は、社会福祉法人旭福社会（以下「当法人」という）定款第八条、第二十一条及び評議員選任・解任委員会運営規則第七条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第二条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第三条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

| | |
|------|---------|
| 笠間市内 | 3,000 円 |
| その他 | 5,000 円 |

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

| | |
|------|---------|
| 笠間市内 | 3,000 円 |
| その他 | 5,000 円 |

(改 廃)

第四条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。